

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成15年国自技第151号、国自環第134号） （傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
記	記
<p>1.～33. (略)</p> <p>34. 適用関係告示第14条第11項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>平成28年7月15日以降に製作された自動車又は電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、平成28年7月14日以前に新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けた自動車（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第726号）による改正前の細目告示第21条第3項又は第99条第3項に適合している自動車に限る。）と感電防止装置に係る性能が同一であるもの</u></p> <p>35.～109. (略)</p> <p>110. <u>適用関係告示第7条第10項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</u></p> <p><u>(1) 平成31年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年3月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車</u></p> <p><u>(2) 平成31年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年3月31日）以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車</u></p> <p><u>(3) 平成31年10月1日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年4月1日）以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であつて、平成30年3月31日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年3月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車とかじ取装置に係る性能が同一のもの</u></p> <p><u>(4) 平成31年10月1日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年4月1日）以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であつて、平成31年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年3月31日）以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車とかじ取装置に係る</u></p>	<p>1.～33. (略)</p> <p>34. 適用関係告示第14条第11項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 平成28年7月15日以降に製作された自動車であつて、平成28年7月14日以前に新規検査又は予備検査を受けた自動車（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第726号）による改正前の細目告示第21条第3項又は第99条第3項に適合している自動車に限る。）と感電防止装置に係る性能が同一であるもの</p> <p>35.～109. (略)</p> <p>(新設)</p>

性能が同一のもの

- (5) 平成31年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年3月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（かじ取装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）
- (6) 平成31年10月1日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年4月1日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であつて、平成31年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年3月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とかじ取装置に係る性能が同一のもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

附 則

本改正規定は、平成29年10月10日より施行する。